

令和3年6月 真鶴町教育委員会定例会要旨 会議録

期 間： 令和3年6月28日(月) 午後3時00分より

場 所： 真鶴町民センター 2階 第2会議室

出席者： 加藤哲三教育長、瀧本朝光委員（教育長職務代理者）、
草柳栄子委員、佐々木美穂委員、松野司委員
高橋悦子教育課長、大竹建治課長補佐兼社会教育係長、
小野真人課長補佐兼教育総務係長
書記：伏島沙彩主事補

欠席者： なし

傍聴者： なし

議事

1 開会

教育長あいさつ

2 協議事項

- (1) 令和4年度教科用図書の採択における採択地区について
- (2) 真鶴町立中学校に係る部活動の方針について
- (3) 真鶴町立学校関係者評価委員の候補者について

係長： 資料1をご覧ください。令和4年度教科用図書の採択における採択地区について、各市町の教育委員会の意向を把握する調査という文書になっております。裏面をご覧くださいなのですが、下の四角で囲われた部分です。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第12条の中に採択地区についての規定がありまして、1項では、都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、教科用図書採択地区を設定しなければならない。その次の2項ですけれども、都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、または変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。となっております。では表面に戻っていただきまして、それを受けまして今回県西教育事務所の方からこちらの依頼がまいりました。来年度の採択地区についてこのまま箱根・湯河原町と3町共同採択地区をとということで変更しないのか、若しくは変更するかについてをよろしく協議の方お願いしたいと思います。

教育長： では今事務局から説明がありましたけれども、現在下郡3町で組んでいる採

択地区、これを変更するかどうかということです。皆さんの意見をお伺いしたいと思います。

委員： はい。変更しないということで強く要望いたします。現状として教科書の調査委員等を学校の先生方をお願いしてやっているということで行くと真鶴単独でやった場合に小学校中学校1校ずつで先生方の負担がかなり大きくなってしまいうということもありますし、今までやってきて3町でやることで問題点を感じていないので、現状通りというのを強く求めます。

教育長： 今現状通りで、という意見がございましたけれども、他の皆さんいかがでしょうか。

委員： 賛成です。

教育長： よろしいでしょうか。それでは真鶴町教育委員会として採択地区については現状通り下郡3町で組むという方に意見が賛成の方、挙手お願いいたします。

全委員： (全員挙手)

教育長： それでは、採択地区について現状通りとするということで採決させていただきます。

委員： 調査研究は小田原とですよ。

教育長： そうですね。調査研究は小田原と合同、それから採択については下郡三町で行うということになります。では(2)真鶴町立中学校に係る部活動の方針についてお願いします。

指導主事： それでは資料2をご覧ください。平成30年6月24日に制定され、令和元年6月24日に一部改訂されました、「真鶴町立中学校に係る部活動の方針」のさらなる改訂に関して説明いたします。

今回の改訂箇所とその経緯としましては、本方針の2ページ目、大数字の2、「合理的でかつ効率的・効果的、安全な活動の推進のための取組」第三段落において、これまで夏季の部活動の活動判断基準として、「高温注意情報」を用いていましたが、今年度より、全国的に「熱中症警戒アラート」に置き換わるということで方針を変更したいと考えます。

「熱中症警戒アラート」について簡単に説明します。熱中症警戒アラートとは、湿度、日射熱や輻射熱などの熱環境、温度の3つの情報を取り入れた指標であるWBGT値が県内の予測地点のどこかで33以上になりそうだと判断された場合、前日の17時及び当日5時に発表されるものです。WBGT値に関しては25以上で警戒、28以上で厳重警戒、31以上で運動は原則中止という指針が示さ

れています。

今回の改訂では、部活動を行う予定である当日朝に熱中症警戒アラート発表された際、屋内外での運動を原則行わないと変更するものです。ここで「原則」と示してありますのは、たとえば、熱中症警戒アラートが発表されていなくても、真鶴町の WBGT 値が 31 を超えることがあるかと思います。そういった危険を回避するため、夏季においては、すでに昨年度、中学校で購入しております WBGT 計をもちいて、毎日 WBGT 値を計測し、運動実施の判断をします。そのさい、WBGT 値が 31 を超えた場合は、アラートが発表されていなくても、運動を中止することがあることを含めるためです。一方、アラートは県下のいずれかの地域で 33 を超える可能性あるときに発表されるものです。例えば、横浜では 33 を超えるかもしれないと予測されても、真鶴では 31 を超えない可能性もあります。また、その日の時間帯によっては 31 を超えないこともあるかと思います。そのため、アラート発せられても、学校で WBGT 値を計測し、31 を下回っているときには運動を行う可能性もあることを含めるために「原則」という表記を残しました。

なお、WBGT 計に関しては、幼小中にすでに昨年度、配備しており、各地点で適宜計測し、活動を行う際の指標にさせていただくよう、園学校に伝えておりますことを申し添えます。

ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長： では今事務局から説明からございましたけれども、「高温注意情報」という文言が「熱中症警戒アラート」に変わった、それから「屋外での活動」というのを「活動を」とすること、それからこの熱中症についての計測の機械は小中学校にはすでに配置済みであると。そういうことをふまえてご議論いただきたいと思います。このような形に改正したいということですから、ご意見等ございますでしょうか。

委員： 学校が計測器で判断をする、ということですか。

指導主事： はい。

委員： これは一般の体育の授業にも一緒に解釈がされるということですか。

指導主事： こちらは部活動の方針なのでここには入っておりませんが、体育に関しても WBGT 測定器を使って判断をするようにお願いしております。

委員： 屋内外ということなんですけれども、放課後のいきいきクラブとか活動とかは中止になるのでしょうか。

教育長： 場所にもよると思うのですが、冷房がつく町民センターなどであれば問題なくできると思います。それから屋外で真鶴で WBGT 値が越えたとなれば

協議する必要があるだろうと思います。係長、よろしいですか。

係長： はい、そうですね。早速7月の中には体育館でスポーツのメニューを予定しておりますので、こうした方針があるというからにはそれを基に活動を中止しなければならないというところも出てくるのではないかと思います。

教育長： よろしいでしょうか。これは真鶴町立中学校における部活動の方針変更ということで、この変更についてお認めいただける委員さんは挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

教育長： 全会一致ですね。それでは事務局、他に協議事項何かございますか。

課長： ありません。

教育長： それではすべての案件終えたようですので、真鶴町教育委員会6月定例会を終わります。ありがとうございました。